

青森県報

号外第六十号

令和六年
十月十五日
(火曜日)

目 次

- 青森県大麻取扱者免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………(医療業務課) ……二
- 青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……三
- 青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………(病院局) ……四
- ……………(運営部) ……四

青森県大麻取扱者免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十五号

青森県大麻取扱者免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県大麻取扱者免許申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県大麻草採取栽培者免許申請手数料等徴収条例

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「第十条第六項」を「第七条第三項」に改め、「再交付」の下に「並びに大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（以下「旧法」という。）第十条第六項の規定による大麻取扱者の免許証の再交付」を加える。

第二条第一号中「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同条第二号中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草

採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同条に次の一号を加える。

- 三 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十条第六項の規定による大麻取扱者の免許証の再交付を受けようとする者

大麻取扱者免許証再交付手数料 三千二百円

附 則

この条例は、令和六年十二月十二日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十六号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に、「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に、「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

別表第二号中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同表第三号中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同表第四号中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第四十七号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「六七九床」を「五七九床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭